

高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住を促進することにより本市の活性化を図るため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市への移住に要する経費について、予算の範囲内で高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金（次条第3号を除き、以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住支援事業 国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業、就業型））（以下「交付金」という。）を活用して香川県が県内市町と連携して実施する移住者のための補助事業をいう。
- (2) ワクサポかがわ 香川県が管理する就職マッチングサイトをいう。
- (3) 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型） 交付金を活用して香川県が実施する起業者のための補助事業により交付される補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件（一般）、就業に関する要件（専門人材）、テレワークに関する要件、関係人口に関する要件又は起業に関する要件のいずれかを満たす者とする。

2 前項の「移住等に関する要件」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することを含む。

- (1) 移住元に関する要件 次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当すること。

なお、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村

をいう。以下同じ。) 以外の地域に在住しつつ、東京都の特別区の存する地域（以下「東京２３区」という。）内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も対象期間とすることができる。

ア 本市へ転入する直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に住所を有していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に住所を有し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用先における雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

イ 本市へ転入する直前に、継続して１年以上、東京２３区内に住所を有していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す直前３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。

(２) 移住先に関する要件 次のア及びイの要件のいずれにも該当すること。

ア 補助金の交付の申請の日において、転入後の期間が３か月以上１年以内であること。

イ 補助金の交付の申請の日から起算して５年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

(３) その他の要件 次のアからカまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団をいう。以下同じ。）等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有するものに限る。）であること。

ウ 補助金の交付の申請の日から起算して過去１０年以内に、自身を含む世帯員として補助金を受給していないこと。ただし、補助金を全額返還した場合及び過去の申請時に１８歳未満の世帯員だった者が、過去の申請時から５年以上経過し、１８歳以上となり、市長が認めた場合を除く。

エ 高松市大学生ＵＪＩターン就職支援事業補助金における移転費を受給していな

いこと。

オ 補助金の交付の申請の日において納付すべき納期限の到来した香川県税及び本市の市税を完納していること。

カ その他、市長が補助対象者として不適当と認めた者でないこと。

3 第1項の「就業に関する要件（一般）」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することをいう。

(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(2) 就業先が、香川県が移住支援金の支給の対象としてワクサポかがわに掲載している求人又は他の都道府県が移住支援金の支給の対象として就職マッチングサイトに掲載している求人の対象法人（以下「移住支援金対象法人」という。）であること。

(3) 就業者の3親等内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(4) 勤務時間が週20時間以上である無期雇用契約（期間の定めのない労働契約をいう。）に基づいて、移住支援金対象法人に就業し、補助金の交付の申請の日において当該移住支援金対象法人に継続して3か月以上在職していること。

(5) 第2号に規定する求人に対し応募をした日が次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める日以降であること。

ア 香川県が移住支援金の対象としてワクサポかがわに掲載している求人に対し応募をした場合 香川県が当該求人を移住支援金の対象としてワクサポかがわに掲載した日

イ 香川県以外の都道府県が移住支援金の対象として就職マッチングサイトに掲載している求人に対し応募をした場合 当該香川県以外の都道府県が当該求人を移住支援金の対象として就職マッチングサイトに掲載した日

(6) 就業先の移住支援金対象法人に、補助金の交付の申請の日から起算して5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(7) 転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4 第1項の「就業に関する要件（専門人材）」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することをいう。

(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- (2) 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であること。
- (3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (4) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (6) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

5 第1項の「テレワークに関する要件」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することをいう。

- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (2) 原則として、所属先企業等へ恒常的に通勤せず、移住先でテレワークにより勤務し、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
- (3) 所属先企業等が、国のデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組を行う場合、その取組の中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供がなされていないこと。

6 第1項の「関係人口に関する要件」とは、次の各号に掲げる要件の全てに該当することをいう。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア 本市への転入前に、本市が香川県外又はオンラインで実施する移住相談に参加していること。

イ 本市への転入前に、本市が創設したオンライン高松ファンコミュニティに参加登録をし、かつ当該コミュニティにおいて開催するイベント等に参加していること。

ウ 本市への転入前に、本市にふるさと納税（ふるさと高松応援寄附条例（平成20年高松市条例第36号）に基づく寄附をいう。以下同じ。）をしていること。

エ 過去に本市に居住し、通勤し、又は通学していたこと。

(2) 以下に掲げるいずれかの業種の就業先において、市内で就業していること。ただし、国及び地方公共団体、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当するもの並びに暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等に該当するものを除く。

ア 農林水産業

イ 公共交通事業

ウ 高松市伝統的ものづくり振興条例（平成26年高松市条例第24号）に定める伝統的ものづくりを行う事業

エ 社会福祉法人

オ 医療機関（地方厚生局長又は地方厚生支局長から保険医療機関又は保険薬局として指定を受けたものに限る。）

7 第1項の「起業に関する要件」とは、補助金の交付の申請の日前1年以内に、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付の決定を受けていることをいう。

8 世帯員が2人以上である世帯向けの金額を申請しようとする補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が転入前の住所において、同一世帯に属していたこと。

(2) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が補助金の交付の申請の日において、同一世帯に属していること。

(3) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、補助金の交付の申請の日における本市への転入後の期間が3か月以上1年以内であること。

(4) 補助対象者を含む全ての世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(5) 補助対象者を含む全ての世帯員がいずれも、高松市大学生UJIターン就職支援事業補助金における移転費を受給していないこと。

（補助金の額）

第4条 市長は、補助対象者に対し、当該者の世帯員が2人以上である世帯の場合に

あつては 80 万円、単身世帯の場合にあつては 50 万円の補助金を交付する。

(加算要件及び加算額)

第 5 条 補助対象者又は補助対象者の世帯が、次の各号に掲げる要件に該当する場合は、前条に規定する額に当該各号に定める額（以下「加算額」という。）を加算する。

(1) 次に掲げる要件に該当する世帯員を帯同して移住した場合 18 歳未満の世帯員 1 人につき 100 万円

ア 第 3 条第 8 項の要件を満たし、かつ、申請日の属する年度の 4 月 1 日において 18 歳未満であること。ただし、申請日の属する年度の 4 月 2 日が 18 歳の誕生日の者については、対象とする。

イ 補助対象者の配偶者でないこと。

(2) 本市に転入した日において補助対象者が婚姻をした日から起算して 3 年以内である世帯（配偶者を帯同して移住した場合に限り、かつ前号の要件に該当するものを除く。） 12 万 5 千円

(3) 補助金の交付の申請の日から起算して 5 年以上継続して、本市の区域内の自治会に加入する意思を有している世帯 2 万 5,000 円

(4) 補助金の交付の申請の日において、本市の立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画をいう。）

に記載された居住誘導区域（同条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域をいう。以下同じ。）内に居住している場合 5 万円

2 市長は、補助対象者の住所地に自治会が存在しない等、特に市長が必要と認める理由により、前項第 3 号の規定に該当しないこととなる場合は、当該住所地を活動範囲に含む地域コミュニティ協議会の活動に、毎年 3 回以上かつ 5 年以上継続して参加する意思を補助金の交付の申請時において表明することをもって、同号の規定に該当する者とみなすことができる。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市東京圏 UJI ターン移住支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の 2 月末日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 顔写真付き身分証明書その他の提示により本人であることを確認することので

きる書類

- (2) 転入前における申請者の住民票の除票等の写しその他の転入前における居住地及び居住期間を確認することのできる書類（世帯員が2人以上である世帯向けの金額を申請しようとする場合にあっては、申請者を含む世帯員全員の転入前における居住地及び居住期間を確認することのできる書類）
 - (3) 香川県税に滞納がないことを証明する書類（世帯員が2人以上である世帯向けの金額を申請しようとする場合にあっては、申請者を含む世帯員全員に滞納がないことを証明する書類）
 - (4) 誓約書兼同意書（様式第2号）
 - (5) 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又は離職票等、転入前における申請者の就業地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認することのできる書類（申請者が東京23区以外の東京圏から東京23区内へ通勤をしていた者である場合）
 - (6) 開業届出済証明書等、転入前における就業地を確認することのできる書類（申請者が東京23区以外の東京圏から東京23区内へ通勤をしていた法人経営者又は個人事業主である場合）
 - (7) 個人事業等の納税証明書等、転入前における在勤期間を確認することのできる書類（申請者が東京23区以外の東京圏から東京23区内へ通勤をしていた法人経営者又は個人事業主である場合）
 - (8) 東京23区内の大学等の在学期間の分かる卒業証明書等の書類（東京23区内の大学等へ通学していた者である場合）
 - (9) 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの（申請者が日本国籍を有しない者である場合）
- 2 申請者は、前項に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を交付申請書に添えて提出しなければならない。
- (1) 申請者が第3条第3項又は同条第4項の就業に関する要件を満たす者である場合 就業証明書（様式第3号）
 - (2) 申請者が第3条第5項のテレワークに関する要件を満たす者である場合 就業証明書（テレワークに関する要件）（様式第4号）
 - (3) 申請者が第3条第6項の関係人口に関する要件を満たす者である場合

ア 関係人口に関する申告書（様式第 5 号）

イ 就業証明書（関係人口に関する要件）（様式第 6 号）

ウ 次に掲げる書類のいずれか

（ア） 寄附金受領証明書の写し等、転入前に本市にふるさと納税をしていることを確認することのできる書類

（イ） 申請者の戸籍の附票等の写しその他の転入前における本市での居住を確認することのできる書類

（ウ） 企業等の退職証明書又は離職票等、転入前における本市への通勤を確認することのできる書類

（エ） 学校等の卒業証明書等の書類、転入前における本市への通学を確認することのできる書類

（４） 申請者が第 3 条第 7 項の起業に関する要件を満たす者である場合 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定通知書の写し

（５） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前条に規定する加算額の交付を受けようとする申請者は、前 2 項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を交付申請書に添えて提出しなければならない。

（１） 前条第 1 項第 2 号に掲げる世帯に該当する場合 戸籍全部事項証明書

（２） 前条第 1 項第 3 号に掲げる世帯に該当する場合 自治会加入状況等報告書（様式第 7 号）

（交付の決定及び補助金の額の確定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、交付を決定し、併せて補助金の額を確定し、高松市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第 8 号）により、その内容及びこれらに付す条件を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、高松市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 9 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付請求書（様式第10号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、当該事由が雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると市長が認めた場合は、この限りでない。

- （1） 補助金の交付の申請の日から起算して5年以内に、本市から転出した場合
- （2） ~~第3条第3項又は同条第4項の就業に関する要件を満たす申請者が、補助金の交付の申請の日から起算して1年以内に、補助金の要件を満たす職を辞した場合~~
- （3） 第3条第7項に規定する起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合
- （4） 虚偽の申請であること又は居住、就業若しくは起業の実態がないことが明らかとなった場合
- （5） 補助金の交付の申請の日から起算して1年以内に、当該自治会を脱会した場合
- （6） 第5条第2項の規定による表明をした場合であって、補助金の交付の申請の日から起算して1年以内に3回以上の活動実績がないとき。
- （7） 補助金の交付の申請の日から起算して1年以内に、本市の居住誘導区域外に転居した場合

2 市長は、前項又は第6項の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助金受給者に通知するものとする。

3 補助金受給者は、市が居住確認のための報告の求め又は立入調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金の交付の申請の日から起算して5年以内に補助金受給者の就業先が行う一時的な勤務、転勤、出向又は研修等による転出で

あってその期間が1年未満である場合は、同号に該当しないものとする。この場合において、補助金受給者は当該転出の前に、就業先が発行する一時的な勤務、転勤、出向又は研修等により他の市区町村へ転出することの証明書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

5 補助金受給者は、補助金の交付の申請の日から起算して5年間は、毎年度、市長に現況届（様式第13号の1）を提出しなければならない。また、第5条第1項第3号に規定する加算額の交付を受けた者（同条第2項の規定により同号に該当するとみなされた者を含む。）は、併せて、申請の日が属する年度の翌年度に、自治会加入状況等報告書（現況届）（様式第13号の2）を提出しなければならない。

6 第1項に定めるもののほか、市長は、補助金受給者から前2項に規定する書類の提出がない場合又は第3項に規定する調査等を拒否した場合等で補助金受給者が市内に居住していることの確認ができないときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（返還請求）

第11条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金受給者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定による返還金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 虚偽の申請であること又は居住、就業若しくは起業の実態がないことが明らかになった場合 交付を受けた補助金の額（第5条第1項の規定に該当することにより加算された額を含む。以下この項において同じ。）の全額

（2） 補助金の交付の申請の日から起算して3年未満の間に本市以外の市区町村に転出をした場合 交付を受けた補助金の額の全額

（3） 補助金の交付の申請の日から起算して3年以上5年以内の間に本市以外の市区町村に転出をした場合 交付を受けた補助金の額の半額

（4） 第3条第3項又は同条第4項の就業に関する要件を満たす申請者が、補助金の交付の申請の日から起算して1年以内に、補助金の要件を満たす職を辞した場合 交付を受けた補助金の額の全額

(5) 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合 交付を受けた補助金の額の全額

(6) 前条第4項及び第5項に規定する書類の提出がない場合又は同条第3項に規定する調査等を拒否した場合等で補助金受給者が市内に居住していることの確認ができない場合 交付を受けた補助金の額の全額

(7) 補助金の交付の申請の日から起算して1年以内に、当該自治会を脱会した場合 交付を受けた加算額の全額

(8) 補助金の交付の申請の日から起算して1年以内に、第5条第2項の規定により表明をした活動実績が3回以上ない場合 交付を受けた加算額の全額

(9) 補助金の交付の申請の日から起算して1年以内に、本市の居住誘導区域外に転居した場合 交付を受けた加算額の全額

(是正のための措置)

第12条 市長は、補助事業の実施において、必要があると認めるときは、交付決定者に対して必要な報告を求め、又は交付の決定の内容及び付された条件に適合させるための措置を求めることができる。

(パートナーシップ宣誓者に対するこの要綱の規定の適用)

第13条 高松市パートナーシップの宣誓に関する要綱（令和2年4月1日施行）第4条第1項の宣誓をした者に係るこの要綱の規定の適用については、婚姻をしている者とみなす。この場合において、第5条第1項第2号中「婚姻をした日」とあるのは「パートナーシップの宣誓をした日」と、第6条第2項第1号中「戸籍全部事項証明書」とあるのは「パートナーシップ宣誓証明書」とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第2項第1号の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者につ

いて適用し、同日前に移住した者については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この要綱の施行の日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者について、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者について、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者について、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第 3 条第 6 項及び第 6 条第 2 項第 3 号の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者について、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、改正前の第 5 条第 1 項第 4 号の規定を除き、従前の例による。
- 3 改正前の様式第 1 号、様式第 4 号、様式第 6 号及び様式第 7 号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）高松市長

高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付申請書

高松市U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付について、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	〒 高松市 TEL		
	メールアドレス	@		
世帯区分	☐ 単身世帯 ☐ 2人以上の世帯			
※ 世帯員が2人以上である世帯の場合は、世帯全員（申請者を除く）を記入してください。				
	世帯員の氏名	フリガナ	続柄	生年月日
1				年 月 日
2				年 月 日
3				年 月 日
4				年 月 日
上記の世帯員のうち、子育て世帯への加算に該当する18歳未満の世帯員の人数				人
就業・起業等の別	☐ 就業（一般） ☐ 就業（専門人材） ☐ テレワーク ☐ 関係人 ☐ 起業			
加算要件の該当状況	世 帯 (いずれか一方のみ)	☐ 子育て世帯 ☐ 新婚世帯		
	地域活動	☐ 自治会加入 ☐ 地域コミュニティ協議会活動		
	居住誘導区域	☐ 区域内 ☐ 区域外		
転入前の住所	〒			
東京23区内への 通勤歴 (東京23区内へ通勤していた者に該当する場合のみ記入)	期間	就業先	就業先所在地	
東京23区内への 通学歴 (東京23区内の大学等へ通学していた者に該当する場合のみ記入)	期間	通学先名称	通学先所在地	

(裏)

移住後の 生活状況 (テレワークによる 移住の場合にのみ記入)	移住の意思	☐ 自己の意思である ☐ 所属からの命令である
	勤 務 先	
	所 在 地	〒
	勤務先部署へ 行く頻度	☐ 週・月・年 回程度 ☐ 行くことはない ☐ その他 ()
	勤務先部署からの 通勤手当支給の有無	☐ 有 ☐ 無

● 個人情報の取扱いについて

香川県及び高松市は、高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の実施において得た個人情報について、香川県及び高松市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業のために利用します。

また、香川県及び高松市は、当該個人情報について、他の都道府県及び香川県内の各市町において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市町村、その他関係機関に提供し、又は確認する場合があります。

● 添付書類

共通	様式	誓約書兼同意書 (様式第2号)	必須
	証明書等	申請者の本人確認書類 (顔写真付き身分証明書)	必須
		世帯全員の転入前の住民票除票の写し又は戸籍附票の写し (状況によっては、両方が必要な場合があります。)	必須
		世帯全員の県税に滞納がないことを証明する書類	必須
		転入前の在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類 (企業等の就業証明書又は離職票等)	東京23区以外の東京圏から23区内へ通勤していた場合
		転入前の在勤地を確認できる書類 (開業届出済証明書等)	東京23区以外の東京圏から23区内へ通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合
		転入前の在勤期間を確認できる書類 (個人事業等の納税証明書等)	東京23区以外の東京圏から23区内へ通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合
		東京23区内の大学等の在学期間の分かる書類 (卒業証明書等)	東京23区内の大学等へ通学していた場合
就業要件	様式	就業証明書 (様式第3号)	
テレワーク要件	様式	就業証明書 (テレワークに関する要件) (様式第4号)	
関係人口要件	様式	関係人口に関する申告書 (様式第5号)	
		就業証明書 (関係人口に関する要件) (様式第6号)	
	証明書等	該当する関係人口の内容を確認できる書類 (関係人口に関する申告書 (様式第5号) で選択した内容の証明書等)	
起業要件	証明書等	起業等スタートアップ支援補助金 (地域課題解決型) の交付決定通知書の写し	
加算	様式	自治会加入状況等報告書 (様式第7号)	自治会加入又は地域活動への参加加算を受ける場合
	証明書等	戸籍全部事項証明書	新婚世帯加算を受ける場合

誓約書兼同意書

1 誓約事項

- （1） 補助金の交付の申請の日から起算して5年以上継続して高松市に居住すること。
- （2） 就業に関する要件に該当するものとして補助金を受給する場合は、補助金の交付の申請の日から起算して5年以上、継続して就業すること。
- （3） 自治会加入若しくはコミュニティ協議会の活動への参加又はたかまつ移住応援隊の活動による加算を受給する場合は、補助金の交付の申請の日から起算して5年以上継続して当該活動をすること。
- （4） 補助金に関する報告及び立入調査を高松市から求められた場合は、それに応じること。
- （5） 補助金の交付の申請の日から起算して5年間は、住所又は就業先に変更があった場合、高松市から転出をした場合その他補助対象者としての要件を満たさなくなった場合は、速やかに市長にその旨を報告すること。
- （6） 高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、交付の決定の全部又は一部が取り消しとなった場合、補助金の全部又は一部を返還すること。
- （7） 申請者を含む全ての世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

2 同意事項

- （1） 補助金の適正な執行に必要な範囲内で、申請者及び世帯員の住民基本台帳の情報及び市税の納付状況を高松市が確認すること。
- （2） 補助金の交付事務において得た個人情報について、移住支援事業の円滑な実施、国や香川県への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村、その他関係機関に提供し、又は確認すること。

高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付申請に当たり、上記のことについて誓約し、及び同意します。

年 月 日

（宛先）高松市長

住所
氏名

（裏面に続く）

(裏)

※ 表面の「2 同意事項」に御同意いただける世帯員について、次の欄に住
所及び氏名を記載してください。代筆の場合は、代筆者の住所・氏名を併記
してください。

世帯員	住所：
	氏名： (続柄：)
	代筆者（本人自筆の場合不要）
	住所： 氏名：
世帯員	住所：
	氏名： (続柄：)
	代筆者（本人自筆の場合不要）
	住所： 氏名：
世帯員	住所：
	氏名： (続柄：)
	代筆者（本人自筆の場合不要）
	住所： 氏名：
世帯員	住所：
	氏名： (続柄：)
	代筆者（本人自筆の場合不要）
	住所： 氏名：

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

所在地
事業所名
代表者名
電話番号
担当者

⑨

就業証明書（就業に関する要件用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者	氏 名	
	住 所	
勤務先	事業所名	
	所在地	
	電話番号	
就業年月日		
応募年月日		
雇用形態		週 2 0 時間以上の無期雇用契約 ☐ 該当する ☐ 該当しない
マッチングサイト 掲載求人の場合	勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係が、3 親等内の親族 ☐ 該当する ☐ 該当しない	
	☐ 「わくサボかがわ」掲載求人 ☐ （ ） 県のマッチングサイト掲載求人	
	該当する求人番号： — —	
プロフェッショナル 人材事業又は先導的 人材マッチング事業 を利用している場合	目標達成後に離職することが前提ではない。 ☐ 該当する ☐ 該当しない	
	☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的マッチング事業	

高松市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金の交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、高松市の求めに応じて、香川県及び高松市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

所在地
事業所名
代表者名 ⑩
電話番号
担当者

就業証明書（テレワークに関する要件用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者	氏 名				
	住 所	移住前			
		移住後			
勤務先	部 署 の 所 在 地				
	電話番号				
就業形態		週 2 0 時間以上のテレワーク ☐ 該当する ☐ 該当しない			
就労時間及び日数		☐ 週 ☐ 月 時間 / ☐ 週 ☐ 月 日			
個人事業主等の場合	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分（うち休憩 分）			
	就労実績（直近 3 カ月）	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	
移住の意思		当該勤務者の移住は、所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）によるものではない。			
国の交付金		当該勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない。			

高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を高松市の求めに応じて、香川県及び高松市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

（宛先）高松市長

住 所
氏 名
電話番号

関係人口に関する申告書

関係人口に関する要件について、高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり申告します。

関係人口の要件について、次の各号に掲げる要件の全てに該当します。

（１）次のいずれかに該当します。

☐ ア 高松市への転入前に、高松市が香川県外又はオンラインで実施する移住相談に参加している イベント等名（ ） 参加時期（ ）
☐ イ 高松市への転入前に、高松市が創設したオンライン高松ファンコミュニティに参加登録し、かつ当該コミュニティにおいて開催するイベント等に参加している 登録者名（ ）※本名と異なる場合 イベント等名（ ） イベント等参加時期（ ）
☐ ウ 高松市への転入前に、本市にふるさと納税をしている ふるさと寄附をした年（ ）年 寄付金額（ ）円 （添付書類）寄附金受領証明書の写し
☐ エ 過去に高松市に（居住・通勤・通学）していた （居住・通勤・通学）の期間 年 月 日から 年 月 日まで 通勤の場合 通勤先の事業所名（ ） 通勤先の住所（ ） 通学の場合 学校等名（ ） （添付書類）該当するもののいずれか一つ 居住の場合 戸籍の附票等の写し 通勤の場合 企業等の退職証明書又は離職票等 通学の場合 学校等の卒業証明書等の書類

（２）高松市内で就業しています。

（添付書類）就業証明書（関係人口に関する要件用）様式第 6 号

様式第 6 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

所在地
事業所名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書（関係人口に関する要件用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者	氏 名	
	住 所	
勤務先	事業所名	
	所 在 地	
	電話番号	
就業年月日		
業種		☐ 農林水産業 ☐ 公共交通事業 ☐ 伝統的ものづくり事業 ☐ 社会福祉法人 ☐ 医療機関
就業先の条件		次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当しない。 ア 就業先が国及び地方公共団体 イ 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業 ウ 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等

高松市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金の交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、高松市の求めに応じて、香川県及び高松市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 7 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

住 所
氏 名
電話番号

自治会加入状況等報告書

自治会の加入状況等について、高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

自治会加入	自治会名	自治会
	自治会加入年月日	年 月 日
	証明欄	この者は、自治会に加入していることを証明します。 年 月 日 (自治会名) (代表者名) 印

自治会に加入できない理由	
--------------	--

地域コミュニティ活動	所属コミュニティ協議会	コミュニティ協議会
	参加申出日	年 月 日
	証明欄	この者は、地域コミュニティ活動に参加する申出があったことを証明します。 年 月 日 (コミュニティ協議会名) (代表者名) 印

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 交付年度

2 補助金の交付決定額 円

内訳	基本額	円
加算額	子育て世帯	円
	新婚世帯	円
	自治会加入（地域コミュニティ活動）	円
	居住誘導区域	円

3 交付条件

- （１） この補助金は、要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません
- （２） 市長は必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をします。
- （３） 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません
- （４） 要綱第 10 条第 1 項又は第 6 項の規定に該当する場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、次のアからコまでの区分に応じ、それぞれアからコまでに定める補助金の額の返還を求めます。
 - ア 虚偽の申請であること又は居住、就業若しくは起業の実態がないことが明らかになった場合 交付を受けた補助金の額（要綱第 5 条第 1 項の規定に該当することにより加算された額を含む。以下同じ。）の全額
 - イ 補助金の交付の申請の日から起算して 3 年未満の間に本市以外の市区町村に転出をした場合 交付を受けた補助金の額の全額
 - ウ 補助金の交付の申請の日から起算して 3 年以上 5 年以内の間に本市以外の市区町に転出をした場合 交付を受けた補助金の額の半額

- エ 第3条第3項又は同条第4項の就業に関する要件を満たす申請者が、補助金の交付の申請の日から起算して1年以内に、補助金の要件を満たす職を辞した場合 交付を受けた補助金の額の全額
 - オ 要綱第3条第7項に規定する起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合 交付を受けた補助金の額の全額
 - カ 要綱第10条第4項及び第5項に規定する書類の提出がない場合又は同条第3項に規定する調査等を拒否した場合等で補助金受給者が市内に居住していることの確認ができない場合 交付を受けた補助金の額の全額
 - キ 補助金の交付の申請の日から起算して1年以内に、当該自治会を脱会した場合 交付を受けた加算額の全額
 - ク 補助金の交付の申請の日から起算して1年以内に、要綱第5条第2項の規定により表明をした活動実績が3回以上ない場合 交付を受けた加算額の全額
 - ケ 補助金の交付の申請の日から起算して1年以内に、本市の居住誘導区域外に転居した場合 交付を受けた加算額の全額
- (5) 市が居住確認のための立ち入り調査等行う場合は、これに応じなければなりません。
- (6) 補助金の交付の申請の日から起算して5年間は、毎年度、現況届を市長に提出しなければなりません。
- (7) 要綱第7条第1項の交付決定の内容に変更が生じたときは、速やかに関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。

様式第 9 号（第 7 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付については、高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第 3 条に規定する補助対象者の要件を満たしていると認められないので、同要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

理由

年 月 日

（宛先）高松市長

住 所
氏 名
電話番号

高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け高 第 号により通知のあった高松市東京圏U J I ターン
移住支援事業補助金について、高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第 8 条
の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関		銀行・金庫 農協・漁協				本店・支店 支所・出張所 店番（ ）			
口座種目	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号							
口座名義人	フリガナ								

様式第 1 1 号（第 1 0 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け高 第 号で交付の決定の通知をした高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付について、次のとおり交付の決定の取消しを決定したので、高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

年 月 日

（宛先）高松市長

所在地
事業所名
代表者名
電話番号
担当

印

一時的な勤務、転勤、出向又は研修等により、他の市区町村へ転出することの
証明書

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者氏名		
一時的転出先 （勤務先等）	所在地	
	事業所名	
	電話番号	
転出の理由		☐ 一時的な勤務先の変更 ☐ 転勤 ☐ 出向 ☐ 研修 ☐ その他 ()
転出の期間		年 月 日 ～ 年 月 日
一時的な転出の内容		(1) 補助金の交付の申請の日から起算して 5 年以内において他の市区町村に転出する期間は 1 年未満であること。 (2) 転出した者は、転出先での勤務後、転出前の就業先において勤務する予定であること。

高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、高松市の求めに応じて、香川県及び高松市に提供することについて勤務者の同意を得ています。

様式第 1 3 号の 1 （第 1 0 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

現 況 届

高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第 1 0 条第 5 項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

補助金受給者	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
	現住所	〒 -		
	電話番号			
	メールアドレス			

◆就業状況

事業所名	
勤務先所在地	
就業年月日	
雇用形態	
週の勤務時間	
証明欄	この者は、本事業所で勤務していることを証明します。 年 月 日 (所在地) (事業所名) (代表者名) (電話番号) (担当者) ⑩

様式第 1 3 号の 2 （第 1 0 条関係）

自治会加入状況等報告書（現況届）

◆加算要件（自治会）

氏名	
住所	
自治会名	自治会
証明欄	この者は、自治会に加入していることを証明する。 年 月 日 (自治会名) (代表者名) 印

◆加算要件（地域コミュニティ活動）

氏名			
住所			
コミュニティ協議会名	コミュニティ協議会		
活動実績①	活動実績②	活動実績③	
年 月 日 (活動名) (活動内容)	年 月 日 (活動名) (活動内容)	年 月 日 (活動名) (活動内容)	
証明欄	この者は、上記の活動実績のとおりコミュニティ協議会活動に参加していたことを証明する。 年 月 日 (コミュニティ協議会名) (代表者名) 印		